

毒物劇物を購入・使用される方へ

*以下、毒物及び劇物取締法は「毒劇法」、毒物及び劇物取締法施行令は「施行令」、毒物及び劇物取締法施行規則は「施行規則」と表しています。

毒物劇物とは

「毒物」「劇物」は毒性の強い物質であり、毒劇法で指定されています。（毒劇法第2条）

毒物劇物の表示

毒物・劇物の容器には、以下の表示があります。（毒劇法第12条）

毒物→ **医薬用外 毒物** * 赤地に白色をもって「毒物」の文字

劇物→ **医薬用外 劇物** * 白地に赤色をもって「劇物」の文字

その他、容器や包装には次の表示があります。

- ① 毒物又は劇物の名称
- ② 毒物又は劇物の成分及びその含量
- ③ 毒物劇物の製造業者又は輸入業者の氏名及び住所
(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)

以下①～③に該当する場合には上記①～③に追加して表示される事項があります。

- ※① 有機リン化合物及びこれを含有する製剤（施行規則第11条の5）
- ㊦ 塩化水素又は硫酸を含有する住宅用の液体洗剤（施行規則第11条の6第1項第2号）
- ㊧ D D V Pを含有する衣料用防虫剤（施行規則第11条の6第1項第3号）
- ㊨ 毒物劇物販売業者が毒物劇物の容器又は直接の被包を開いて、販売・授与する場合
(施行規則第11条の6第1項第4号)

ポイント！

所持しているものが毒物や劇物に該当するか、名称や濃度等について確認しておきましょう。

毒物劇物の情報

毒物劇物の製造業者、輸入業者、販売業者は、毒物劇物を販売するときは、その毒物劇物の「性状及び取扱いに関する情報」を提供しなければならないと定められています。（施行令第40条の9）

情報提供の方法は、文書【MSDS(化学物質等安全データシート)等】による情報提供が義務化されていますが、お互いの了承があればCD-ROMやフロッピーディスク等で受け取ることも可能です。（施行規則第13条の11）

ポイント！

毒物劇物を購入する際には、販売業者から情報（MSDS等）を受け取り、よく読んで整理しておきましょう。

禁止規定

- 興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物劇物やこれらを含む物を、摂取したり吸入する目的で所持してはなりません。（毒劇法第3条の3）

興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物劇物や、これらを含む物

トルエン並びに酢酸エチル、トルエン又はメタノールを含むシンナー（塗料の粘度を減少させるために使用される有機溶剤をいう。）、接着剤、塗料及び閉そく用又はシーリング用の充てん料（施行令第32条の2）

- 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物は、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはなりません。（毒劇法第3条の4）

引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物

亜塩素酸ナトリウム及びこれを含む製剤（亜塩素酸ナトリウム三十パーセント以上を含むものに限る。）、塩素酸塩類及びこれを含む製剤（塩素酸塩類三十五パーセント以上を含むものに限る。）、ナトリウム並びにピクリン酸（施行令第32条の3）

- 購入した毒劇物を他の人に販売・譲渡してはいけません。（毒劇法第3条第3項）

毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはなりません。（以下省略）

ポイント！

購入した毒物劇物は他の人に譲渡できません。販売・譲渡するには販売業の登録が必要です。

取扱いについて

- 毒物劇物が飛び散ったり、流出したりしないようにしなければなりません。

（毒劇法第11条第2項及び第3項、毒劇法第22条第5項）

容器や保管設備が破損していないか確認しましょう。

運搬時は毒劇物容器に破損がないか確認をし、確実に固定するなどして落下等による飛散・流出を防止しましょう。

容器について

- 飲食物の容器に毒物劇物を移しかえてはいけません。

（毒劇法第11条第4項、毒劇法第22条第5項）

誤って毒劇物を口にすると大変危険です。



- 飲食物以外の他の容器に移しかえた時は、その容器にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしなければなりません。（毒劇法第12条第1項、毒劇法第22条第5項）

まちがいをおこさないよう、名称なども書いておきましょう。

ポイント！

毒物劇物を安易に他の容器に移し変えることは避けましょう。他の容器に移し変えることが必要になった場合は、その容器の強度や材質、形状、破損の有無等について十分注意し、毒物劇物の飛散・流出・誤用の無いようしっかり管理しましょう。

保管について

- 毒物劇物の盗難・紛失を防止しなければなりません。

(毒劇法第 11 条第 1 項, 毒劇法第 22 条第 5 項, 昭和 52 年 3 月 26 日薬発第 313 号厚生省薬務局長通知)

貯蔵場所は他のものと明確に区分された毒劇物専用のものでしましょう。

鍵のかかる丈夫な設備で保管してください。

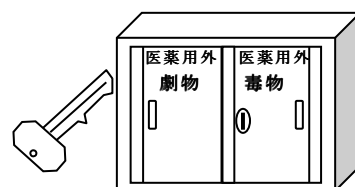
貯蔵場所については敷地境界線から十分離すか、又は一般の人が容易に近づけないようにして下さい。

- 保管場所には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示をしなければなりません。

(毒劇法第 12 条第 3 項, 毒劇法第 22 条第 5 項)

ポイント!

毒物劇は盗難に遭わないようにしっかり管理しましょう。



廃棄について

- 毒物劇物は安易に捨ててはいけません。

(毒劇法第 15 条の 2)

中和・加水分解・酸化・還元・希釈等により、毒物劇物に該当しないものにするなど、廃棄の基準が定められています。

ポイント!

廃棄しなくて済むように必要最少量を購入しましょう。それでも余ったりして自分で処理できないものは、都道府県知事の許可を受けている産業廃棄物処理業者に委託するなどし、適切に廃棄しましょう。

事故及び盗難について

- 毒物劇物による事故はすぐ関係機関に連絡をし、応急措置をしなければなりません。

(毒劇法第 16 条の 2, 法第 22 条第 5 項)

毒物劇物が飛び散ったり流出したりして、不特定又は多数の人に被害が及びそうな場合は、直ちに消防署、警察署、保健所へ連絡する必要があります。

また、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければなりません。

震災・水害対策、従業員の教育訓練等、事故の未然防止も大切です。

- 毒物劇物が盗難にあたり、紛失した時は直ちに警察署へ連絡しなければなりません。

(毒劇法第 16 条の 2 第 2 項, 法第 22 条第 5 項)

盗難防止のため、常に毒物劇物の種類や在庫量を把握・管理しておきましょう。

ポイント!

被害拡大防止のために、各関係機関の連絡先や MSDS などを整理しておきましょう。

購入について

●毒物劇物を購入するときは、譲渡手続（譲受文書の記載・提出）が必要です。

（毒劇法第14条及び15条）

購入する際には、印鑑が必要です。

18歳未満の人は購入できません。

ポイント！

- ・購入は必要最小量にしましょう。
- ・毒物劇物を購入する際には、販売業者から情報（MSDS等）を受け取り、よく読んで整理しておきましょう。（再掲）

亜塩素酸ナトリウム、塩素酸塩類、ナトリウム、ピクリン酸を購入する時は、身分証明書の提示が必要です。

パラコート剤、シアン化ナトリウム、過酸化水素、硝酸、塩酸、硫酸などについても購入の際に身分証明書の提示を求められる場合があります。

譲受文書例

販売日 平成 21年 7 月 15 日				
毒物及び劇物譲受書				
○ 毒物又は劇物	品名		容量	数量
	劇	〇〇商品名〇〇	1 Kg	3 箱
○ 譲受人 【法人にあつては、その 名称及び主たる事務所の 所在地】	氏名	〇〇 太郎 ㊟		
	職業	農業		
	住所	高知市丸の内〇〇-〇〇		
備考				

問合せ先

〒780-0850

高知市丸の内1丁目7-45

高知市保健所地域保健課

電話 088-822-0577

FAX 088-822-1880